

【イギリス】 2009 年議会倫理基準法の制定

海外立法情報課・高信 麻

* 下院議員の手当、利害関係を監督する独立の法人を設置するための法案が 2009 年 6 月 23 日下院に提出され、いくつかの修正を経て、2009 年議会倫理基準法 (Parliamentary Standards Act 2009(c.13))として、7 月 21 日成立した。

立法の背景及び概要

個々の議員の経費に関する情報がリークされ、5 月以降、『デイリーテレグラフ』紙をはじめとしてメディアで、議員の一部不適切な手当請求に関する詳細情報が次々と明るみに出されたが、この一連の報道が、法律制定への動きを促す直接の契機となった。

法律は、独立議会倫理基準局 (Independent Parliamentary Standards Authority 以下「IPSA」) という法人の設置を規定している。IPSA の任務は、下院議員に歳費と手当の支払い、手当の請求の許可、「議員手当制度」の立案、議員の利害関係の登録簿の管理等である。また、法律は、手当濫用の疑いがある場合や利害関係の登録に従わない場合に調査を行う議会調査コミッショナー (Commissioner for Parliamentary Investigations 以下「コミッショナー」) を設置することを規定する。

これまで下院決議によってのみ規律されていた議員の倫理問題が、議会制定法によって規律されるに至った点に特に意義が認められる。

主な内容

本法は、本則 15 条、附則 3 から成る。以下、主要部分を要約して紹介する。

第 2 条 この法律は、原則として上院には影響を与えない。

第 3 条 「IPSA」、「コミッショナー」、「IPSAに関する議長委員会」を設置する。

第 4 条 IPSAは、下院議員 (以下、議員という) の歳費を下院の関連の決議に従って支払う。

第 5 条 IPSAは、議員に議員手当制度に従って手当を支払う。IPSAは、議員手当制度を立案し、定期的に再検討し、適切に改定しなければならない。制度の立案・改定にあたりIPSAは、下院議長、公的生活の倫理基準に関する委員会、院内総務等と協議しなければならない。下院議長は、立案された制度を下院に提出しなければならない。制度は、当該制度に規定された日に発効する。制度においては、手当が支払われるべき条件や状況を規定したり、金額の上限を定めたりすることができる。

第 6 条 手当の請求がIPSAに対してなされたのでなければ、いかなる手当も支払われてはならない。請求は原則として議員本人がしなければならない。請求を受理したIPSAは、その請求の可否を決定する。許可する場合は、請求額のどれほどを許可するかを決定し、それに応じて支払う。IPSAが請求を拒否するか又は請求額の一部のみの

支払いを許可する場合かつ議員がIPSAに決定を見直すよう求めた場合は、IPSAは、決定を再検討しなければならない。

第7条 IPSAは、議員に対し課税に関する一般的情報と助言を与えなければならない。

第8条 IPSAは、利害関係に関する議員の行為規範を立案しなければならない。IPSAは、規範を定期的に再検討し、適切に改定しなければならない。規範の立案・改定にあたりIPSAは、下院議長、院内総務、下院行為基準・特権委員会（以下「CSP」）等と協議しなければならない。下院議長は、規範を下院に提出しなければならない。規範は、下院の決議によって承認されるまで発効しない。議員は、規範に基づき、IPSAが管理する登録簿に、所定の利害関係情報を登録することを求められる。規範は、支払いや利益の見返りとして何かを主張又は発議することを議員に禁じなければならない。IPSAは、登録簿を適切と考える方法で公刊しなければならない。

第9条 コミッショナーは、議員が、許可されていない額の支払いを受けたり、所定の情報を登録簿に登録しなかった可能性がある場合に、調査を行うことができる。調査の目的のために、IPSAはコミッショナーに対し、コミッショナーが正当に必要とするあらゆる情報を提供しなければならない。

コミッショナーは、調査後、議員が不適切に支払いを受けたことを認定した場合、CSPにその調査結果を付託しなければならない。ただし議員がその事実を認めているとき、適切な金額を償還しているとき等はこの限りでない。コミッショナーは、調査後、議員が、所定の情報を登録簿に登録しなかったことを認定した場合、CSPにその調査結果を付託しなければならない。ただし議員がその事実を認めているとき、登録の訂正のために必要な処置をとっているとき等はこの限りでない。

手続きは公正でなければならない。特に、調査や申立ての対象となっている議員に対し、調査や申立てについてコミッショナーに説明する機会を与えなければならない。

第10条 議員は、手当の請求に関する虚偽の情報又は誤解を生むような情報を提供すると、有罪となり、12月を超えない禁固、罰金又は両者の併科に処せられる。

附則1 IPSAは、下院の提案によって女王に任命される5人（議長を含む）で構成される。この内、少なくともひとりとは高位の裁判官職の経験者、少なくともひとりとは会計検査院の検査官の有資格者、ひとりとは議員経験者でなければならない。この元議員メンバーは別として、過去5年以内に議員だった者はメンバーになれない。任期は、5年を超えないものとされ、3年を超えない任期で一回に限り再任可。

附則2 コミッショナーは、下院の提案によって女王に任命される。任期は、5年を超えないものとされ、再任不可。

主な参考文献（インターネット情報は、すべて2009年10月19日現在である）

- ・OPSI ホームページ <http://www.opsi.gov.uk/acts/acts2009/pdf/ukpga_20090013_en.pdf>
- ・英議会ホームページ <<http://www.parliament.uk/commons/lib/research/rp2009/rp09-060.pdf>>
- ・英議会ホームページ <<http://www.parliament.uk/commons/lib/research/rp2009/rp09-061.pdf>>
- ・田中嘉彦「2009年議会行為規準法」『ジュリスト』(1385): 2009.9.15, p. 85